

令和5年6月26日
商工政策課

青森県大規模小売店舗立地審議会議事概要

1 開催日

令和5年6月26日（月） 14時00分～15時00分

2 会場

県庁南棟2階中会議室

3 出席者名

藤沼会長、村上委員、西川委員、山口委員、服部委員、佐川委員、河村委員
商工政策課 山口課長他3名

4 議事の概要

(1) 報告事項

① 届出状況について

② 前回（令和5年2月16日）の議事概要について

事務局から、上記2点について報告を行った。前回の議事概要について、事務局案にてホームページに掲載することが了承された。

(2) 議案 届出案件について

■【(仮称) 薬王堂おいらせ百石店に係る新設について】

本件について、事務局から届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

- ・騒音予測結果については、直近住居立地地点において、基準値以下となっていることから、周辺環境への影響は小さいものと考えられる。
- ・店舗周辺に小学校、高等学校があるため、歩行者・自転車等の安全対策について十分な配慮を行うべき。
- ・搬入車両の専用の出入口がないことから、来客車両及び歩行者の安全対策について十分な配慮を行うべき。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記5点を付帯要望とした。

- 1 夜間における騒音レベルの最大値の予測値が一部の地点で基準値を超過していることから、騒音対策を確実に実施し、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- 2 身障者用の駐車スペースについて、冬期の降雪等を考慮し、「その他指針に基づき生活環境に配慮した事項等」に記載する内容以外の措置についても検討し、身障者による利用を健常者が妨げることとならないよう配慮すること。
- 3 店舗周辺の歩行者・自転車等の安全対策について、付近に小学校、高等学校があることから、十分な配慮を行うこと。

- 4 搬出入車両について、専用出入口がないこと、また、駐車場内において方向転換する計画であることから、来客車両及び歩行者等の安全を確保するための対策を講じ、事故を未然に防ぐための安全対策を徹底すること。
- 5 設置者配慮事項を確実に履行すること。

■【(仮称) サンデー八戸尻内店に係る新設について】

本件について、事務局から届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

- ・騒音予測結果については、直近住居立地地点において、基準値以下となっていることから、周辺環境への影響は小さいものと考えられる。
- ・店舗周辺に小学校があるため、歩行者・自転車等の安全対策について十分な配慮を行うべき。
- ・出入口1付近の周辺道路の混雑改善への配慮、周辺交通の安全への配慮を求めるべき。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記5点を付帯要望とした。

- 1 夜間における騒音レベルの最大値の予測値が全ての地点で基準値を超過しており、再予測・再々予測によっても基準値を超過している地点があることから、騒音対策を確実に実施し、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- 2 店舗周辺の歩行者・自転車等の安全対策について、付近に小学校があることから、十分な配慮を行うこと。
- 3 身障者用の駐車スペースについて、冬期の降雪等を考慮し、「その他指針に基づき生活環境に配慮した事項等」に記載する内容以外の措置についても検討し、身障者による利用を健常者が妨げることとならないよう配慮すること。
- 4 交通量の多い国道に面しており、右折入庫等による渋滞や事故が懸念されることから、右折入庫に対して注意を促すなど、周辺の交通安全に配慮すること。
- 5 設置者配慮事項を確実に履行すること。

■【サンデー弘前石渡店に係る変更について】

本件について、事務局から届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

- ・騒音予測結果については、直近住居立地地点において、基準値以下となっていることから、周辺環境への影響は小さいものと考えられる。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記3点を付帯要望とした。

- 1 夜間における騒音レベルの最大値の予測値が一部の地点で基準値を超過していることから、騒音対策を確実に実施し、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応

すること。

- 2 店舗周辺の歩行者・自転車等の安全対策について、付近に小学校及び病院があることから、十分な配慮を行うこと。
- 3 身障者用の駐車スペースについて、冬期の降雪等を考慮し、「その他指針に基づき生活環境に配慮した事項等」に記載する内容以外の措置についても検討し、身障者による利用を健常者が妨げることとならないよう配慮すること。
- 4 設置者配慮事項を確実に履行すること。